

表8 企業の社会保険料負担引下げの代替財源(重複回答)

(単位:%)

分野		給付削減	消費税	高齢者の 保険料 ^{up}	高齢者の 負担 ^{up}	現役労働者 の負担 ^{up}
医療・介護	計	48	50	12	15	4
退職制度規模別	0%	45	51	10	11	3
	20%未満	52	50	13	16	5
	20%以上	48	56	10	16	1
60+割合別	0%	51	42	10	14	2
	2%未満	52	53	12	16	4
	2~5%未満	45	51	16	18	4
	5%以上	35	53	7	12	6
パート費用割合別	0%	48	46	13	15	2
	20%未満	48	51	11	15	5
	20%以上	51	55	12	16	5
年金	計	40	53	10	21	3
退職制度規模別	0%	38	53	10	14	3
	20%未満	43	53	10	23	4
	20%以上	42	55	8	25	3
60+割合別	0%	42	46	9	15	4
	2%未満	44	56	10	23	3
	2~5%未満	41	51	8	27	3
	5%以上	27	56	12	21	5
パート費用割合別	0%	40	50	10	21	3
	20%未満	42	52	10	19	3
	20%以上	35	60	10	27	2

4. 考察

公的年金の改革が進む中で、高齢期の所得保障に関する企業年金等の役割はますます重要になってきている。代行部分に独自の年金を上乗せした厚生年金基金制度はこれまで日本の企業年金の中心的な存在であったが、運用環境の低迷や企業会計の変更等により財政上の問題が発生し、制度を根底から見直す時期にきている。この調査で現在厚生年金基金のある企業の割合は26%であったが、代行部分をもった厚生年金基金のシェアは今後15%程度に低下する可能性も示唆された。一方で、確定拠出年金にも高齢期の所得保障を充実させる役割を期待するのであれば、その普及を促進するための施策が必要である。

企業の社会的責任は第一義的には雇用の確保(被用者への給料支払いを含む)と法人税の支払いであり、国際競争が激化する中で賃金付随コストへの関心が高まっている。雇用が流動化して非正規就業が増えているが、正規と非正規とで企業の負担するコストに大きな格差があること自体問題である。若年労働者を正規に雇用することは今日でも企業の社会的責任の1つである。近年では、それ以外にも企業の社会的責任が問われている(例えば地域社会との共存、

環境への配慮など)。企業の福利厚生をどう捉えるかは、社会保険料の事業主負担分に関する帰着と関係し、企業の「本来の責任」をどう定義するかに依存する相対的なものである。

社会保障制度財政の中・長期的安定を図るため、公的な仕組みの役割を減らして私的仕組みを活用しようとする動きが先進諸国の中で広まっている。企業はその社会的な制約の中で合理的な行動を取ろうとしている。企業の社会保険料引き下げの代替財源としては、業種や規模にかかわらずほぼ半数の企業が消費税等の間接税を挙げた（重複回答）が、これは企業の立場からすれば当然のことである。また、企業の社会保険料負担を引き下げる代替財源として給付削減を求める企業は医療・介護で48%、年金で40%であったが、60+割合が5%以上の企業では給付削減を求める率はそれぞれ35%、27%と大幅に低下したことは示唆に富んでいる。企業に適切な役割を求める上で、企業が正しい *incentive* に直面していることが極めて重要である。企業が社会的責任を果たすことを阻害する要因として在職老齢年金の *earnings test* やボーナス保険料などが指摘されてきたが、パートタイマーとフルタイマーの労働コスト格差は早急に解決すべき大きな課題である。一方、企業には従業員の福利厚生制度を実施する誘因はあるので、税制優遇措置や様々な規制緩和によって企業の福祉プログラムが推進されれば、公的プログラムの役割を柔軟に考える余地が拡大する。

（注1）確定拠出年金の拠出限度額（年額）は企業型で確定給付型企业年金を実施していない場合55.2万円、実施している場合27.6万円；個人型で自営業者の場合81.6万円から国民年金基金の掛金を控除した額、第2号被保険者で企業年金未加入の場合21.6万円である。

（注2）山本（2005）では有効回答数が779（回収率12.9%）となっているが、本稿ではさらにデータ・クリーニングを行い、705を有効回答として用いた。

参考文献

厚生労働省(2005). 平成17年版厚生労働白書.

橘木俊昭・金子能宏編著 (2003). 企業福祉の制度改革—多様な働き方へ向けて. 東洋経済新報社.

山本克也 (2005). 福祉厚生に関する企業アンケート. 厚生労働科学研究費補助金 社会保障と私的保障 (企業・個人) の役割分担に関する実証研究 平成16年度報告書.